



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 監査公表

監査公表15号

監査公表

和歌山県監査公表第15号

平成17年3月31日付けて公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月22日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 山 田 正 彦

和歌山県監査委員 坂 本 登

1 包括外部監査の特定事件

(1) 和歌山県立こころの医療センター事業会計の運営、管理状況に関する事項

(2) 流域下水道事業特別会計の運営、管理状況に関する事項及び、財団法人和歌山県下水道公社の財務内容及び執行状況

2 包括外部監査の結果に基づく措置

(1) 和歌山県立こころの医療センター事業会計の運営、管理状況に関する事項

監査結果(包括外部監査結果報告書中)

措置の内容

第2章 包括外部監査の結果

Ⅲ. 監査の結果

2. 経営管理の状況

(2) 監査の結果

①議事録の不備

センターには、前述のとおり部局長会議他多くの会議等がある。それぞれ構成メンバー、機能がその設置根拠の有無を含め多種多様である。

平成15年度の各委員会の議事録を閲覧した結果、月1回開かれる「運営委員会」については、議事録が整備されており、その機能、役割が把握できたが、他の委員会については、多数は、開催時に配布された議題ないし、メモ書き等が現存するだけで、正式な議事録が作成されていない。適切な議事録(添付資料を含む)を作成し、関係者の確認を受けた上、整理保存するべきである。

また、「経営改善委員会」については、センターの効率的経営管理には不可欠な会議等であるため、他の委員会との役割を整理し、その機能、実効性を発揮し、経営管理に貢献できるようにしなければならない。

3. 一般会計からの繰入の状況

(2) 監査の結果

平成15年度の他会計負担金の繰出根拠・算出過程を検討した結果は以下のとおりである。

①医師、看護師等の研究研修に要する経費

(4,302千円)

総務省の通知では、医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1を負担するものとされている。県での取扱い以下(略)のとおりである。

上記の繰出対象には、研究時間に係る人件費相当額が含まれており、医師の1時間あたり給与費に年間延研究従事時間を乗じて算出しているが、この年間従事時間の数値につき根拠が不明瞭である。合理的な従事時間を使用するように見直すか、もしくは、人件費相当額に対する繰り出しそのものの要否を検討すべきである。

②保健衛生行政事務に要する経費

(253,100千円)

総務省の通知では、集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費のうち、こ

平成17年度から全委員会において、それぞれ毎回議事録を作成し、主要な構成員の確認を得た上で、院長又は委員長等に供覧を行い、整理保存することとした。

また、これまで十分に機能していなかった経営改善委員会を平成17年度から毎月開催とした。

平成17年度から研究時間に係る医師の人件費相当額を繰出対象から除外した。

平成17年度から共済組合負担経費については、基礎年金拠出金及び追加費用負担金のみを繰出対象とし、その他の短期給付・長

れに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を負担するものとされている。県での取扱いは以下(略)のとおりである。

(共済組合負担経費)について、その内容を見ると、短期給付・長期給付、介護保険料等、総務省の通知では繰出対象とされていない額計122,588千円が積算の範囲に含まれている。また、「地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費」18,664千円については、総務省の通知によると、経常収支がマイナスの場合に、その不足額を限度として拠出するものであるが、その全額が対象とされている。

また、D(各種協議会等負担金)、E(財務会計処理)については、算出対象とする合理的根拠が見られない。

これらの経費を対象範囲に含める必要性について、趣旨に照らし改めて検討すべきである。

③精神病院の運営に要する経費

(74,834千円)

総務省の通知では、精神病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を負担するものとされている。県での取扱いは以下(略)のとおりである。

入院・外来の運営に係る事務部門経費の一定割合が繰り入れの対象とされており、入院収益・外来収益に原価率と一定率を乗じて算出しているが、使用される「事務部門間接原価比率」及び「事務部門原価の一定率」の数値が、平成7年度以降修正されていなかった。

当該比率の算出根拠を確認の上、現状に即した最新数値を計算して使用する必要がある。

④高度医療に要する経費

(158,677千円)

総務省の通知では、高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を負担するものとされている。県での取扱いは以下(略)のとおりである。

病棟の看護師人件費相当額そのものを繰り出しの対象とすることには疑問がある。

また、近年の経営状況の改善により、他の負担金の積算を従来どおり実施すると、負担金繰入により黒字が発生してしまうため、当該基準看護の確保に要する経費の算出結果280,706千円に対し122,029千円のマイナス調整を実施している。このような調整は、算出方法が適切であれば本来認められるものではない。

⑤企業債元利償還に要する経費

(154,989千円)

総務省の通知では、「病院の建設改良に要する経費」として、病院の建設改良費(企業債及び国庫・県補助金等の特定財源を除く)及び企業債元利償還金のうち、その経営に伴う収入によって充てることが適当でないと認められるものに相当する額を負担するものとされている。建設改良費及び企業債元利償還金の2分の1(平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあっては3分の2)を基準としている。県での取扱いは以下(略)のとおりである。

上記の経費に係る企業債については、ただし書の適用により、結果的には、企業債元利償還金の全額が繰出対象とされている。

繰出基準を適正化した後、黒字が生じる状況であれば、基準である3分の2を超える額を対象範囲に含める必要性について検討すべきである。

4. 在庫管理の状況

(1) 薬品

②監査の結果

i) 簿外在庫

バラ在庫(錠剤分包機投入済分を除く)についても実地棚卸の対象としており、実在庫数量を把握しているが、

期給付、介護保険料等と、各種協議会等負担金及び財務会計処理は繰出対象から除外した。

平成17年度から算出方法を見直し、保護室の空床確保における収入減少額、試験外泊による入院収入減少額及び一般病院との入院基本料の収入差額を対象経費とした。

平成17年度から算出方法を見直し、3対1の看護師配置体制を採用することによる法定人員超過分を対象経費とした。

また、マイナス調整については、県立の精神科病院として担うべき業務との整合性を保つために定期的に負担基準の見直しを今後も継続していく中で縮小から廃止に向けて検討することとした。

平成17年度は、負担割合の見直しを前提に、企業債元利償還が終了する平成55年度までを想定し、負担割合を変更した場合の累積欠損金、収支への影響等を検討した結果、再整備の分は全額を繰出対象のままとし、今後の建設改良費については基準どおりとすることとした。

平成16年度決算からバラ在庫の薬品も資産計上した。

これらについて在庫計上を行っていない。平成16年3月31日におけるバラ在庫の实地棚卸表を確認する限りでは、バラ在庫としてもかなりの薬品を保有していることが窺えるため、簿外資産を極力少なくして正確な損益計算を行うためにも資産計上すべきである。

なお、センターの試算によれば、平成16年3月31日現在のバラ在庫金額は4,701千円である(資産計上している薬品は11,007千円)。

ii) 棚卸資産減耗費の管理

損益計算書に棚卸資産減耗費が毎期100千円～400千円程度計上されているが、内容は、薬品の使用期限切れに伴う廃棄分である。

使用期限切れを生じさせないように、使用頻度の少ない薬品については最小ロットでの発注を行う、在庫がなくなっても追加発注は行わないように注意を喚起するなどの配慮はしているものの、稀にしか使用されない薬品も業務上保有せざるをえず、使用期限切れ薬品が発生してしまうためである。

使用期限切れを極力回避するために、在庫管理を徹底し、少量しか使用されない薬品は、センター単独で1ロット購入するのではなく、例えば、バラでの購入などを検討すべきである。

iii) 在庫明細のマイナス残

在庫明細である棚卸レポートを閲覧したところ、以下(略)のマイナス在庫が検出された。

業者に在庫を返品した際に、パッケージを開封して払出処理をすでに行っていた薬品についても、システム上で、一旦在庫計上をせずに返品処理したことによりマイナス在庫が発生したものである。

マイナス在庫は現地調査時点(平成16年8月2日)においても解消されていなかった。少なくとも年度末において、経理担当者ないし在庫管理担当者は棚卸レポートを確認し、マイナス在庫が発生している場合には、その原因を追求し適宜必要な修正を行うことが必要である。

iv) 棚卸作業

实地棚卸は年度末に実施され、総務課員が薬局担当者の棚卸作業に立ち会っているが、棚卸の立会者が行う手続について、規定等による定めがなく、立会者の手続内容が棚卸作業の観察にとどまっている。また、棚卸実施の結果判明した帳簿残と実際残の修正内容の報告など、实地棚卸の報告が制度化されていない。これらについては、棚卸実施規定等を設けることにより制度化すべきである。

(2) 診療材料

② 監査の結果

i) 棚卸作業

实地棚卸は年度末に実施され、総務課員が物品担当者の棚卸作業に立ち会っているが、棚卸の立会者が行う手続について、規定等による定めがなく、立会者の手続内容が棚卸作業の観察にとどまっている。また、棚卸実施の結果判明した帳簿残と実際残の修正内容の報告など、实地棚卸の報告が制度化されていない。これらについては、棚卸実施規定等を設けることにより制度化すべきである。

ii) 現物確認結果

取納庫に保管されている診療材料について、受払簿をもとに現物実査を行ったところ、実査を行った11品目のうち、以下(略)の1品目について差異があった。

なお、受払簿と実在庫の差異の原因は、往査時点では確認できなかったが、払出記録の入力原票である、物品要求票の紛失又は物品要求票を入手しないまま払い出されたことによるものと推測される。

平成17年度から購入単位を出来る限り最小ロットで発注すること及び在庫日数の把握により薬品の使用期限切れを極力回避することで、棚卸資産減耗費の削減を図ることとした。

毎月の入庫、出庫及び在庫の記録明細である棚卸レポートの確認を徹底し、マイナス在庫が発生した場合には、その原因を調査し適宜必要な修正を行うこととした。

棚卸の立会者が行う手続の明確化、棚卸実施後の帳簿残と実際残の修正内容、改善策の報告等について实地棚卸要領を作成し、平成17年度の期末实地棚卸をその要領により実施することとした。

实地棚卸要領を作成し、平成17年度の期末实地棚卸をその要領により実施することとした。

物品要求票に基づいての払出を徹底するとともに、管理の適正化を図ることとした。

物品要求票の管理及び、物品要求票の入手に基づく払出を徹底する必要がある。

(3) 給食材料

② 監査の結果

i) 作成帳簿の整理

出納簿の記入にあたり、「3.その他」の給食材料については、期中は棚卸を実施しておらず、払出数量を使用予定数量に従って予定記入している。そのため、出納簿の帳簿記載数量と実際数量は必ずしも一致しないとのことである。

食品倉庫に保管されている「3.その他」の給食材料について、出納簿をもとに現地調査時点で現物実査を行ったところ、実査を行った以下(略)の4品目のうち、全ての品目について出納簿の記載が異なっていた。

「3.その他」については、在庫の発生が前提とされていないため、上記のような結果となるが、実際には月末在庫が恒常的に発生するため、「2.棚卸管理している食品」と同様、月末において棚卸を実施し、実際数量で帳簿記入すべきである。

また、上記のとおり、現在作成されている出納簿は日々の在庫管理という本来の目的を達成しているとはいえず、作成方法も非効率であると考えられるので、TASから在庫管理の帳票出力ができるよう工夫検討すべきである。

ii) 購入単価について

給食材料については、一定期間毎に登録業者から見積書入手し、最も安い単価を提示した業者から一定期間調達することとなっている。しかし、平成15年度棚卸表を閲覧したところ、棚卸表にリストアップされている34品目のうち、25品目について期首の繰越在庫の単価と今年度の購入単価が同一となっていた。このことは、昨年度から購入単価が変動していないことを意味しており、材料調達に当たって本来期待されるような価格競争が実際には働いていない可能性がある。

競争原理が働くように、登録業者の選定、単価契約の方法を検討すべきである。

平成18年度から「その他」の給食材料についても「棚卸管理している食品」と同様に毎月末に棚卸を実施し、帳票も同じにすることとした。

平成17年度に業者選定を見直し入札を実施したところ、肉類等について新たな業者の参加により、価格を引き下げることができた。

今後も引き続き、業者選定等により競争原理が働くように努力することとした。

5. 固定資産管理の状況

(2) 監査の結果

① 簿外固定資産

センターの建替えに合わせて合併浄化槽を新設している(取得価額123,806千円)。それまで使用していた浄化槽は、他の旧病院施設・設備とともに、会計上は平成12年度に除却処理されているが(除却時の帳簿価額60,795千円)、新設の合併浄化槽とともに現在も使用されている。

この浄化槽を除却処理したことは会計上誤りであり、固定資産に再計上すべきである。

建替え前から使用している浄化槽の固定資産への再計上を平成17年度末に行うこととした。

② 固定資産現物確認結果

固定資産明細に掲載されていた取得価額7,000千円以上の固定資産11件について現物実査を行った結果、以下(略)の資産について現物は確認できたものの、和歌山県物品管理等事務規程で要求される重要物品台帳への記載及び番号票の現物への添付が確認できなかった。

重要物品台帳に登録されなかった原因を検討するとともに、現状を是正することが必要である。

指摘後、直ちに重要物品台帳への登録と番号票の添付を行った。

なお、平成17年度から事務分担表に「重要物品取得報告に関すること」を追加し、担当者を明確にした。

③ 建設仮勘定の精算誤り

平成11年度から平成14年度に実施されたセンター建替工事に係る建設仮勘定の精算・本勘定への振替処理を検討したところ、以下の問題点が検出された。

i) 耐用年数区分処理誤り

機械設備・電気設備の精算に関して、設計費及び直接工事費は建物附属設備として処理されているが、それ以外の支出については、建物として処理されている。した

各工事別に関係書類(設計書・支払伝票・総勘定元帳等)を再検討した結果、資産・耐用年数区分の誤りがあり、平成17年度末に過年度修正を行い、以後の減価償却についても修正を行うこと

が、建物と建物附属設備では耐用年数が異なるため、減価償却費が過少に計上されている。

建物附属設備の取得価額及び建物完成時から平成15年度末までの減価償却費の要修正額(試算)は以下(略)のとおりである。

ii)取壊し費用、旅費の取扱い

建物の取得価額の中に旧病院の取壊し費用(35,518千円)及び、センター担当者が打合せのために使用した旅費交通費(5,879千円)が含まれている。これらは、固定資産の取得原価を構成するものとは認められず、本来であれば発生時に費用処理すべきものであったといえる。修正を行うことが必要である。

④新規設備投資の適切性

既述のとおり、センターの建替えに伴って合併浄化槽(取得価額123,806千円)を新設しているが、従来使用していた浄化槽についても新設の合併浄化槽の補完設備として現在も使用されている。従来の設備に新たな設備を増設したことにより汚水処理能力が従来の約1.7倍(410 m³/日・最大)に増強されている。

ところが、平成15年度及び平成16年度(12月末まで)の浄化槽の日別最大稼働率は、平成15年度に70%を超える日が3日あったものの、これらの日を除くと平成15年度は56.9%、平成16年度は52.5%に留まっており、平成16年12月までの平均稼働率も31.9%の状況である。病床利用率が現在90%を超えていることからして、稼働状況が大幅に好転することも考えられず、結果的に、浄化槽の処理能力は過大となっている。また、新設備と旧設備を両方稼働させているため、合併処理槽の維持管理委託費用も従来と比較して年間2,000千円程度増加している。

この点についてセンターは、浄化槽の新設にあたってはJIS規格(建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準)に従って処理能力を定めており、また、一部旧設備を活用することにより、建設コストを約2億円圧縮できたとしている。

たしかに、JIS規格では、病院全般について現在の処理能力を有する浄化槽の設置を求めているが、この基準は外来患者や見舞人が多い一般病院を念頭において定められた基準であり、外来患者等が少ないセンターには合致していない基準であるといえる。また、JIS規格も、「建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に沿わないと考えられる場合は、当該資料等を基にしてこの算定人員を増減することができる」旨記載されている。

センター建設当時は、建物・設備ともに新設の場合には実情が不明であるということから特例を適用しなかったが、今後、浄化槽を更新する際には、現在の稼働状況を踏まえた浄化槽の設置を行い、コストの削減に努めることが必要である。

⑤資本的支出に該当する修繕費

平成14年度工区内訳調(収益的支出)を閲覧したところ、資本的支出であって資産計上すべきと考えられる支出が修繕費として処理されていた。

喫煙室に新たに換気扇を設置する工事であり、この工事を実施することにより資産価値は高まっているといえるので(地方公営企業法)、資本的支出として資産計上する必要がある。

見積書等を検討し、資本的支出に該当して資産計上するのか、収益的支出に該当して修繕費として処理するかの適切な判断を行うことが必要である。

⑥高額医療機器稼働状況

検査科における主な高額医療機器の最大稼働回数に対する稼働率は、下記(略)のとおりである。

なお、最大稼働回数は、担当者よりの聞き取りによる回数である。

稼働率はいずれもかなり低いが、精神科及び内科を有

とした。

旧病院の取壊し費用(35,518千円)は、固定資産取得価額から除き、平成17年度末に過年度修正を行うこととした。旅費交通費については、精査の結果、資産取得上必要なものであるため、取得価額に含むこととした。

日別最大稼働率は70%を超えた日もあるが、最近30%台が続いているため、引き続き処理記録を保存し、設備更新時の資料にすることとした。

現物、関係書類の確認を行った結果、単なる修繕ではなく、各病棟喫煙室に新たに換気扇を設置して資産価値を高めるものであると判断し、平成17年度に過年度修正を行い、固定資産に計上することとした。

平成17年度から機器別に検査項目ごとの外来、入院別件数を集計し、前月との比較等を行い稼働状況を把握することとした。

する県立病院としては、これらの医療機器を最低限備えておく必要があるとのことである。

高額医療機器の必要性については一定の理解ができるが、センター全体の意思決定として機器購入を決定した以上は、外来患者の増加、地域の医療機関との連携によって稼働率向上に向けた努力をすべきである。

7. 未収金管理の状況

(2) 監査の結果

①患者負担分未収金回収手続の明確化

未収金の回収手続に係る規程が整備されておらず、督促についても明確なルールがない。現在は個別に対応しているが、従来からの督促方法に統一性、継続性がないこと等から、現状には以下のような問題点が見られる。

- ・過年度未収金の債務者78人のうち、10人については、未だ債務者の近況、回収遅延となるまでの経緯等を把握できておらず、調査中である。
 - ・債務者との交渉過程は、最近のものは記録保管されているが、過去のものについては書面が存在しない。
 - ・平成15年12月に納付催告書の再発送を行ったが、それ以前は10年以上実施した経緯がない。
 - ・退院時未精算の未収金が残った場合、納付誓約書を入手しているが、入手率は全体の約1割程度である。
- 未収金回収の手順や督促方法は明確に定める必要がある。また、その内容は担当者交代等による中断が生じないようにマニュアル化して、継続的に実施しなければならない。具体的には、以下のような事項を検討し、マニュアルを整備・運用すべきである。
- ・外来・退院時未精算の場合の対応手順
 - ・回収期限（請求月の翌月末）を経過した未収金の定期的な把握
 - ・債務者の状況や、期限経過期間、金額に応じた効果的な督促方法（文書通知、来院時の直接協議、電話、先方への訪問・不在時の対応、等）
 - ・交渉過程の継続的な記録保管
 - ・分割納入等、特別な回収方法採用時の決裁方法

③未収金管理台帳の整備方法

センターの規程では、会計帳簿の1つとして未収金整理簿の作成保管が義務付けられており（財務規程第11条）、診療費未納額の発生あるいは保険者への請求・決定通知入手時に、振替伝票の明細に従い保険者又は個人別に記帳し、収納の都度整理しなければならないとされている（収入事務取扱規程第18条）。未収金整理簿は、保険者別・患者別の未収金発生、回収状況を把握する管理台帳であり、その内訳金額の合計は、貸借対照表に計上されている未収金額と一致するはずである。一致しない場合には、査定による金額増減の反映漏れ等の処理誤りや不正の可能性があるため、定期的な照合によりその整合性を確かめておく必要がある。

しかし、現在作成されている未収金整理簿は、患者負担分の過年度未収金のみを対象に記載されている。また、医事システムでは、患者別の未収金残高は過年度・現年度問わずデータを保有しているものの、各人の合計を自動集計できず、保険者別の未収金残高については、データ管理されていないため、未収金残高の照合作業を実施できる状態になっていない。

未収金の管理帳簿を体系的に整備し、残高管理を適切に行えるよう、早急に対応する必要がある。

9. 経費管理の状況

(1) 委託料

②監査の結果

i)理由付随意契約とすることの妥当性について

業務委託先は、委託料低減のために、指名競争入札ないし少額随意契約（相見積りの実施、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により選定することを原則としながらも、上表(略)のとおり理由付随意契約（地方自治

平成17年度に未収金の発生防止及び回収手続について未収金対策マニュアルを作成し、それに基づいて未収金管理を徹底することとした。

平成18年度から保険者、市町村及び自己負担分について未収金整理簿を作成し、未収金の残高管理を適切に行うこととした。

平成16年度に事務当直、消防設備点検業務、平成17年度に空調機器フィルターメンテナンス業務の委託について入札を実施した。

その他の契約についても入札を前提に調査検討を行ったが、現

法施行令第167条の2第1項第2号)による場合も多い。

理由付随意契約とされている理由は以下のとおりである。(番号は上表(略)に対応)

1. 病棟清掃業務委託

当該業務については、4月分のみ随意契約としている。これは、業者が変更となった場合、現場説明では出来ない具体的説明や搬入道具類の入れ替え、院内移動に伴う鍵の受け渡し、実際に作業する作業員への注意事項(扉の開閉や患者への対応)等を周知する必要がある、これら引継作業を4月中に実施するためとのことである。

2. 医事電話交換業務委託

当該業務は県内の委託業者が少なく、また窓口担当者を頻繁に変更すると業務に支障をきたすこと及び仕様書で要求している業務委託内容を確実に遂行できる業者は他に存在しないとの理由から今まで随意契約となっていた。しかし、委託業者が他にも存在しており、年間業務委託料が高額であることから、平成17年度からは指名競争入札方式に変更する予定である。

3. 病棟寝具委託

当該業務は、「1.病棟清掃業務委託」と同様4月分のみ随意契約としており、随意契約とする理由も同様である。

4. 合併浄化槽維持管理委託

合併浄化槽の維持管理を委託できる業者は、センターのある有田管内では1社のみであり、また浄化槽故障時など緊急時の迅速な対応は有田管外の業者では対応できないため、当該業者と随意契約を結んでいる。

5. 事務当直業務委託

当センターでの事務当直作業は、夜間の問合せ対応など様々な対応が必要であるため、従来随意契約としていた。ただし、平成16年度からは指名競争入札方式に変更し、約150万円委託料を引下げている。

6. 冷温水機保守等委託

この機器の製造元が委託先であり、機器の性質上委託先のみが保守業務を実施できるため委託先と随意契約を行っている。

7. 昇降機設備保守委託

6.と同様である。

13. 中央監視装置保守点検

6.と同様である。

上記のいくつかの業務については、今後も随意契約による業務委託を予定されているが、「4.合併浄化槽維持管理委託」については、従来に比べ飛躍的に交通の便が良くなった現在、遠方の業者でも迅速に対応できるものと思われる。また、「6.冷温水機保守等委託」等の機器保守委託についても、保守点検程度であれば設置業者でなくても対応可能な場合もあると考えられ、必ずしも随意契約とする理由はないと思われる。

「5.事務当直業務委託」は、平成16年度に指名競争入札に変更することにより平成16年度の委託料の引下げを実現しており、今後更に外部委託に依拠する業務が拡大していくことを考えあわせると、随意契約の見直しを今後も可能な限り行うべきである。

時点では適当な業者が見つからなかった。

今後も可能な限り随意契約の見直しを行っていくこととした。

(2) 流域下水道事業特別会計の運営、管理状況に関する事項及び、財団法人和歌山県下水道公社の財務内容及び執行状況

監 査 結 果 (包括外部監査結果報告書中)	措 置 の 内 容
<p>第3章包括外部監査の結果と意見</p> <p>I. 紀の川流域下水道(伊都処理区)</p> <p>1. 経営管理の状況</p> <p>(3) 監査の結果</p> <p>中長期経営計画の作成から4年余りが経過し、県では中長期経営計画の見直しに着手している。包括外部監査実施時点では、見直しを進めている途中であり、改訂後の</p>	<p>流入水量が当初計画より半減し、また高度処理への対応が必要となり、当初計画と実績に乖離が生じ始めたため、平成16年度中に経営計画の見直しを行った。</p>

収支計画が提示されるには至っていない。

詳細は「3. 収支分析」で述べるが、流入水量等事業開始時に策定された計画値と実績値の乖離は年々拡大してきている。この点を踏まえ県では、将来流入水量等の見直しをはじめとする全体的な流域下水道事業の計画見直しを進めている。

改訂後の収支計画が完成していない以上、見直し結果の是非について論評することはできないが、改訂後の計画が現実に即した計画になることが望まれる。

2. 財務事務の状況

(1) 歳入

⑥一般会計繰入金<建設・維持管理>

2) 監査の結果

i) 一般会計繰入金の繰出基準

一般会計繰入金の繰出基準については、「第2章 1. 和歌山県の汚水処理施設整備の現況3. 下水道使用料と費用負担に関する考え方」で記載のとおりであり、伊都処理区に係る一般会計繰入金についても、概ねこの繰出し基準に従った運用が行われているものと認められる。しかし、維持管理費用については、繰出基準に準拠せず、独自に繰入れを行っている。

「維持管理」における一般会計繰入金の性格は、市町村から徴収する維持管理負担金と、維持管理費用との収支差を一般会計から(一時的に)繰入れているものである。前述のとおり、県では平成13年度から平成22年度の10年間で、収入である維持管理負担金総額と維持管理費用総額が均衡するように、維持管理負担金単価を95.87円/㎡と設定している。従って、流入水量が少ない期間前半では、支出超過となってしまう仕組みとなっている。この支出超過分を一般会計から一時的に立替えている。

このような収支差の補填は繰出基準では規定されていない。下水道事業は、独立した企業体としての運営が期待されている事業であり、維持管理費については、利用者から徴収する負担金収入により賄うことを想定しているからである。もっとも、単価設定の仕組みからして、下水道事業開始初期の収支差の発生は止むを得ないものといえる。また、一時的な立替えであって、一般会計からの繰入が将来的に永続するものではないとの考え方にも一定の理解ができる。

しかし、実際の流入水量は想定50%程度と、計画を大幅に下回る水準で推移しており、また、流入水量の減による維持管理コストの減少はあるものの、収支差のマイナスは続いており、「立替え」が一時的なものとなるか不透明な状況になっている。

収支差改善のために、まず、当初想定した収支が実際の収支とどれくらい乖離しているか早急に分析することが必要である。そのうえで、収支改善のために維持管理にかかるコストの更なる見直しを進めることはもちろんのこと、それでも収支状況が好転しない場合には維持管理負担金単価の見直しも含め必要な対策を行うべきである。

(3) 財産

② 監査の結果

1) 処理場設備の稼働状況

通常、下水処理場設備の建設には5~6年程度かかるとされており、処理場建設にあたっては、数年先の需要予測を勘案して必要となる処理能力を決定することになっている。

伊都処理区の処理場建設に際しても、将来事業計画における流入水量の将来予測に基づき、供用開始時点で、当面の流入水量である13,000㎡/日の処理能力を有する設備の建設が進められた(現在は、19,500㎡/日の処理能力を有する。)

しかし、実際の稼働状況は、平成16年8月現在3,649㎡/日となっており、当初予想を大きく下回る状況となっている。そのため、上表のとおり、設備の稼働状況は全

見直しに際しては、関係市町からのヒアリング及び平成13年度から平成15年度までの実績に基づき数値を算出しており、現実性の高いものとなっている。

また、関係市町に対しても、見直し計画後の流入水量が確保できるよう、紀の川流域下水道維持管理推進委員会幹事会や関係市町下水道担当課長会議の場で協議・調整を図っている。

当初計画と実績の乖離の原因は、流入水量の半減が主たるものであり、その原因は、整備区域内の人口が伸び悩み8割程度となり、つなぎ込みも伸びず8割程度となり、さらに1人当たりの汚水処理原単位も約8割であり、実績が当初計画の約5割となったためである。

関係市町からのヒアリング及び平成13年度から平成15年度までの実績に基づき、厳密に経営計画の見直しを行った結果、累積収支最大赤字額が8.6億円と1.8億円減少したものの、単年度収支黒字転換は2年延長し平成21年、累積収支黒字転換は6年延長し平成28年となった。

関係市町に対しては、見直し計画後の流入水量を確保するように申し入れしているが、見直し計画どおり収支が推移しない場合は、維持管理負担金単価の見直しも検討する必要があると考えている。

伊都浄化センターの稼働状況は、流入水量で見ると、平成16年8月で日平均3,649㎡であったが、平成17年11月現在では日平均4,482㎡に増加し、最大で6,157㎡/日になることもあり、水処理施設の2池による運転を行っている。また平成18年度には橋本市の大規模団地との接続が予定されている。

今後とも関係市町と連携し、面整備や下水道への接続の促進等を行っていく。

また、設備整備についても、最新のデータによる流入水量予測に基づき整備計画を見直し、流入水量に見合う最適な整備に努めている。

体的に低迷している。

処理場設備は、稼働率が低くてもメンテナンス・コストが継続的に発生し、また、設備の使用に伴う劣化は確実に進む。そのため、稼働状況に見合わない処理場設備は、将来的にはそれが資本費等のコストに跳ね返ってくるものと考えられる。

伊都浄化センターについては、現在、設備の増強計画を見直し、実際の稼働状況に合わせた設備整備計画に修正しているところであり、今後も実際の流入水量の増加に見合う設備の設置に努めることが望まれる。

また、今後建設予定の那賀浄化センターに関しては、年次毎の水量予測をよりの確に行い、当該予測に応じた設備設置計画を立案する必要がある。

3. 収支分析

(2) 監査の結果

①収支改善計画の作成

上記a)、b)、c)、d)の要因に加え、流域に立地していた工場の閉鎖等もあり、流入水量は計画どおり増加していない。当初計画では、流入水量の増加及び単位あたりコストの低減により、平成19年度に収支が黒字転換する予定であったが、現在の流入水量の推移から考えて、収支が黒字転換する時期については、予定されていた平成19年度よりも伸びることが確実である。このため、収支差補填としての一般会計繰入金支出も追加的に発生することが確実である。収支改善を進めるために、早急に将来収支予測を見直すとともに、収入面については、上記の要因毎に改善に繋がる方策を積極的に打ち出していくべきである。また、支出面についても、公社に対する委託費の更なる低減をはかり、収入・支出の両面から収支改善に向けた取り組みを県として行う必要がある。

現在も、「和歌山県下水道等水洗化促進補助金」制度の導入や法人に対する下水道接続の奨励など、収支改善（接続率改善）のための取り組みを行っているが、面整備の推進や接続率の一層の向上のために、コスト・ベネフィットを勘案しつつ、積極的な普及促進策を織り込んだ収支改善計画を作成・実施する必要があるものと考えられる。

a)面整備の進捗、b)接続率、c)人口の推移、d)1人当たり使用水量の要因ごとに当初計画との乖離の原因を分析し、現実に即した見直しを行った。支出面についても維持管理費の3年間の実績をもとに将来予測を算出した。

その結果、単年度収支黒字転換は2年延長し平成21年、累積収支黒字転換は6年延長し平成28年となったが、この見直し後の将来予測を目標として、関係市町に面整備に係る予算確保を要請するとともに、関係市町と連携した未接続者に対する啓発を実施している。

また、下水道公社に対しても維持管理経費の節減を働きかけている。